

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（小規模企業者の定義） 第一条 小規模企業共済法（以下「法」という。）<u>第二条第一項第五号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</u> 一 <u>企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの</u> 二 <u>協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの</u> 三 <u>農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第二号の事業を行う農事組合法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの</u>	（小規模企業者の定義） 第一条 小規模企業共済法（以下「法」という。）<u>第二条第一項第五号の政令で定めるものは、企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの及び協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のものとする。</u>